

BTMU

中国月報

第76号 (2012年5月)



CONTENTS

■ 特集

- ◆ 業務監査から見た中国拠点の運営管理上の問題点

■ 経済

- ◆ 高速道路の料金徴収に対する管理強化に着手した中国
～道路関連の債務不履行の発生リスクに注目～

■ 産業

- ◆ 中国都市ガス業界の動向と特徴

■ 人民元レポート

- ◆ 人民元相場の日中変動幅拡大と今後の動向

■ スペシャリストの目

- ◆ 税務会計：中国の税務
～近年の中国における非居住者企業からの税収状況及び非居住者企業への影響について

■ MUFJ中国ビジネス・ネットワーク



目 次

■ 特 集

- ◆ 業務監査から見た中国拠点の運営管理上の問題点
三菱UFJリサーチ&コンサルティング 海外アドバイザー事業部 ……………1

■ 経 済

- ◆ 高速道路の料金徴収に対する管理強化に着手した中国
～道路関連の債務不履行の発生リスクに注目～
三菱東京UFJ銀行 経済調査室 香港駐在 ……………4

■ 産 業

- ◆ 中国都市ガス業界の動向と特徴
三菱東京UFJ銀行 企業調査部 香港駐在 ……………12

■ 人民元レポート

- ◆ 人民元相場の日中変動幅拡大と今後の動向
三菱東京UFJ銀行（中国）環球金融市場部 ……………21

■ スペシャリストの目

- ◆ 税務会計：中国の税務
～近年の中国における非居住者企業からの税収状況及び非居住者企業への影響について
プライスウォーターハウスクーパース中国 ……………25

■ MUF G中国ビジネス・ネットワーク

エグゼクティブ・サマリー

特集「業務監査から見た中国拠点の運営管理上の問題点」は、投資分野が製造業から卸・小売業等のサービス業にまで拡大している日本の企業の中国現地法人における運営管理上の問題点について纏めています。日本企業に共通してよく見られる問題として、①現地に経営を任せ、本社による現地法人の経営及び財務状況の把握が不十分、②権限委譲の不備、不徹底、③労働契約書の管理上の不備、④現地法人内の諸規定の不整備、⑤在庫管理の不備、不徹底、⑥会計記帳のダブルチェック体制の不備、⑦親子ローンの取扱不備、⑧販売会社の現地従業員人件費の把握不足、の8つの事項を取り上げ、その留意点と具体的な対応について解説しています。

経 済「高速道路の料金徴収に対する管理強化に着手した中国～道路関連の債務不履行の発生リスクに注目～」は、2011年6月に国务院が発表した、有料道路の管理体制強化の方針について、その背景と取り締まりが厳しくなった場合に生じる問題点について考察しています。中国では、①GDPに占める物流コストが高く、物流コストに占める輸送コストの割合が高く、輸送コストに占める道路輸送の比率が高いこと、②高速道路はその建設資金が銀行ローンと地方政府の投資によって調達されているために有料道路の比率が高いこと、等の物流事情が輸送コストを押し上げ、インフレ高進に繋がっていると指摘しています。こうした中、当局が今後1年かけて実施する高速道路の料金徴収に対する全国的な取締りは、輸送コスト削減やインフレ抑制に効果的と考えられる一方で、高い料金を徴収する前提で建設、運営されている一部の高速道路は通行料金収入の急減により経営難に陥り、債務不履行が発生するリスクも孕んでいることに注意すべきとしています。

産 業「中国都市ガス業界の動向と特徴」は、中国都市ガス業界について、都市ガスのエネルギー源のうちの天然ガスに焦点を当てつつ考察しています。中国の都市ガス業界は、環境負荷が小さい天然ガス利用が政府により推奨されてきたこと、国家レベルでパイプライン建設が進められてきたこと等から、従来の石炭ガス時代、LPガス時代を経て天然ガス時代へと突入しつつあるとした上で、天然ガスのサプライチェーン、導管を用いた都市ガス事業の現状について纏め、今後の業界動向については、中国経済の持続的な成長や都市化の一層の進展が見込まれるなか、これに伴い都市ガス需要が更に高まると考えられ、また、天然ガスについては引き続き政府が利用を推進し、全国に跨るパイプラインの更なる拡充も予定されていること等から、都市ガス業界、特に天然ガスを原料として一般家庭にガスを供給する事業は更なる成長が期待できると見えています。

人民元レポート「人民元相場の日中変動幅拡大と今後の動向」は、4月14日に中国人民銀行が発表した「人民元対米ドル相場の日中変動幅拡大」と「金融機関の持ち高規制の緩和」の政策変更が意味するところを考察するとともに、今後の人民元相場動向について予想しています。今回の政策変更の背景と意味を分析した上で、政策変更を受けた今後の展開として、人民元相場動向については、方向感が定まらない米ドル相場につられて人民元も上下する可能性が高い中、恒常的なインフレ圧力への警戒が残ることから、年後半にかけては人民銀行が小幅な人民元高へ誘導すると考えられる他、輸出・投資依存型から内需主導型の成長への転換を後押しするために、中長期的に人民元高を進める政策に変更がないものと思われ、さらに米大統領選挙を控えていること等を踏まえると、年率3%程度の人民元高推移で、年末時点での相場レンジは6.05～6.25との予想を示しています。また、短期的に人民元安・人民元高双方向に振れることになれば、企業の為替リスク回避ニーズも高まることから、人民元デリバティブズ取引市場の発展・拡大も期待されているとしています。

スペシャリストの目

税務会計「中国の税務」は、日系企業から受ける税務に関する質問のうち実用的なテーマを取り上げ、Q&A形式で解説しています。今回は、非居住者企業からの徴税金額が初めて1,000億人民元を突破した2011年における、非居住者からの税収の最も重要な部分である中国企業所得税について、その徴収状況と、これらの実績の背景にある動き及び非居住者企業への影響を分析しています。



業務監査から見た中国拠点の運営管理上の問題点

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング
国際事業本部海外アドバイザー事業部
部長 寺澤 輝彦

私が所属する三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング(株)[略称:MURC]国際事業本部海外アドバイザー事業部は「海外業務の何でも屋」的な仕事を行っています。「何でも屋」と言っても、今ひとつ判り難いかも知れませんが、以下大きく3つの仕事をしています。

第一は日本企業の海外進出支援、即ち、お客様が海外に進出される時のお手伝いです。第二は日本企業の海外拠点の撤退の支援、即ち、お客様が海外から撤退される時のお手伝いです。第三は業務監査で、海外に進出されてから3年~5年以上経過されたお客様が対象となり、日本企業の海外現地法人の現状把握、即ち、現地法人の大掃除とも言えます。

進出を入口、表現として余り好ましくありませんが、撤退を出口、業務監査はその中間点とも言え、私共の仕事は日本企業の海外業務の入口(進出)から出口迄、麻雀風に言えば、「一気通貫」(最近麻雀をされる方が少ないので、余計に判り難い?!)で対応が可能です。

日本と中国との経済関係については大きな変化があります。即ち、2010年の名目国内総生産(GDP)で中国が日本を抜き、世界第二位になる等中国の経済成長が著しいこと、一方少子化に伴う日本国内市場の縮小が予想されます。この為、日本の多くの企業が成長を続ける中国に従来以上に熱い視線を注ぐようになり、製造業ばかりではなく、卸・小売業等サービス業へとその業種は益々拡大していると言えます。

そこで今回はこの業務監査を通じて見た日本企業の中国現地法人の運営管理上の問題点について、お話ししたいと思います。お客様によって問題点は様々ですが、あくまでも共通してよく見られる点で、以下の通りです。

- ① 本社の現地法人に対する把握力不足
- ② 権限委譲の不備、不徹底
- ③ 労働契約書管理上の不備
- ④ 現地法人内諸規定の不整備
- ⑤ 在庫管理の不備、不徹底
- ⑥ 会計記帳のダブルチェック体制の不備
- ⑦ 親子ローンの取扱不備
- ⑧ 販売会社の現地従業員人件費把握不足

8点について夫々お話し致しましょう。

1. 現地に経営を任せ、本社による現地法人の経営及び財務状況の把握が不十分

現地特有の事情があり、現地法人にその経営を任せることは極めて自然で、悪いことではありませんが、本社として現地法人の経営及び財務状況をしっかり把握しておくことは企業の内部統制上不可欠です。

その為には、月次決算の数字だけでなく、製造・販売状況や管理面のトピックスの報告を求

める等、現地法人から本社への月次報告を充実させることや、現地法人の管理・監督に責任を有する本社統括部門の定期的な現地法人への訪問が求められます。仮に現地法人に日本語で月次決算を作成できる人材がない場合、現地法人からは中国語で報告させ、本社側で日本語に翻訳するスタッフを整える等、現地法人と本社が一体となった体制が必要です。

2. 権限委譲の不備、不徹底

支出金額の上限や仕入／外注価格の承認等会社の業務は明確な取り決めがない場合でも、何とか回って行きます。しかし、一旦不祥事が発生した場合、その責任の所在と体制が問題視され、企業の内部統制管理上大きな問題となります。

その為には権限委譲書の作成や個別の権限委譲書の作成が不便であれば、決裁権限一覧表の作成で対応する必要があります。一方、授権者の権限と責任を明確にしておくことは人事考課や人事評価にも利用することができます。

日本人の場合、日本では終身雇用が一般的で且つ足りない部分は皆が協力して仕事を行う傾向があり、責任を明確にする文書の作成や契約で責任と義務を明確にすることに慣れていない為、抵抗感がありますが、文化・習慣が異なる海外では現地法人運営上必要なものとして対応が求められます。

3. 労働契約書管理上の不備

2008年1月1日から「労働契約法」が施行されましたが、労働者との労働契約書が締結されていないケースや労働契約書が「労働契約法」以前の古い内容のままであるケースがあります。

「労働契約法」で雇用開始後1年以上労働契約書未締結の場合、期限のない労働契約を締結したと見做されますので、注意が必要です。又、労働契約書の内容を新しくし、契約書上に会社側の署名はあるものの、労働者の署名がないままにファイルされているケースがあります。

「労働契約法」の施行は中国政府の労働者の権利・利益保護を強化しようとする表れであり、これに伴い労働者の権利意識が高まることは自然の流れであることから、将来の労働問題を展望の上、現地法人としては適切な対応が求められます。

仮にチェックをされていないのであれば、まずは全ての労働契約書のチェックをお勧めします。

4. 現地法人内諸規定の不整備

就業規則、財務規定、人事規定等の基本的な諸規定が作成されていない場合や、諸規定が作成されているものの、実態と内容が異なっていたり、新しい法律や規定に合致していない場合がよく見られます。

又、製造業の場合、ISO取得の為、製造現場のマニュアル化は図られているものの、各部門に事務手続きの文書化が進んでいないケースがよく見られます。

現地法人運営上、社内規定が未整備でも、日常業務は回って行きますが、現地法人の規模が拡大したり、社歴を重ね、既成事実が存在する場合、新たに社内規定を整備するには時間と労力が掛かることから、現地法人立ち上げ時等、初期段階での導入、整備をお勧めします。

5. 在庫管理の不備、不徹底

在庫管理は原価計算の基本であり、定期的な実施が不可欠ですが、内部統制管理以前の問題と言えます。正式な棚卸が実施されていない場合や外注先にある原材料在庫や仕掛品在庫が把握されていないケースが見られます。又、製品倉庫が現地法人所在敷地内でない場合、在庫管

理が漏れるケースがありますので、注意が必要です。

在庫管理は複数部門（製造部門と財務部門等）で実施すると共に外注先に対しては必ず毎月末在庫数量の一覧表の提出を義務付け、完成数量との整合性をチェックする等の措置や仕組みを作る必要があります。

6. 会計記帳のダブルチェック体制の不備

皆様もご承知の通り、現金や小切手を巡る不正を防止する為、出納係には会計記帳をさせず、必ず他の会計課係が記帳をしなければなりません。しかし、製造業の現地法人では生産部門に比べて管理部門や間接部門の人員が手薄になる嫌いがあり、所謂「財務課」や「会計課」は課長1名と出納係1名の合計2名で構成され、出納係が現金・小切手の作成と記帳を1人で、その他振替記帳は全て課長が行い、いずれも単独記帳になっているケースが見られます。

会計記帳は正しい財務報告の基本であり、財務報告の信頼性を向上させると言う内部統制の目的に合致することから、記帳者とチェック者の分業体制を確立させることは極めて重要です。

7. 親子ローンの取扱不備

中国は日本を凌ぐ外貨準備を有していますが、その外貨管理は極めて厳しいのが現実です。

現地法人が日本の親会社から借入金を行う場合、現地法人側で事前に地元の外貨管理局へ外貨借入申請を行い、許可を取得しておかなければ、日本の親会社への返済時に返済金の外国送金を実行することができず、親会社への返済を行うことができません。

以前この親子ローンは中国の地場銀行しか取り扱いができませんでしたが、現在は外国の銀行の支店でも取り扱いが可能となり、地元の外貨管理局への申請手続き等現地法人へのきめ細かな対応ができるようになったことから、最近では上述した外貨管理局への申請漏れに伴う親会社への返済金が送金できないと言う事例は減っているようです。

しかし、地場銀行を利用する場合は引続き、現地法人側での手続には注意が必要です。

8. 販売会社の現地従業員人件費把握不足

販売会社の場合、営業部門への人員投入に重点が置かれ、極力管理部門の人員の圧縮を図る為、FESCO（外資企業人的サービス有限公司）に現地従業員の社会保険や住宅公積金の代行納付及び従業員との労務紛争処理等煩雑な人事・総務業務を委託しているケースがあります。

人事・総務業務を外部委託すること自体は良いのですが、給与が手取金額保証ベース（即ち、本来従業員自身が負担すべき社会保険料や個人所得税が会社負担になっている）で支給されるケースが見られ、現地従業員人件費が充分把握されていないことがありますので、注意が必要です。

上述した8つの問題点は基本的な事項であり、全く問題にならない会社さんもあるかも知れません。しかし、少し気になる点があるようでしたら、現地法人の内部管理状況をチェックされることをお勧めします。

(執筆者連絡先)

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング(株) 国際事業本部 海外アドバイザー事業部

住所：東京都港区虎ノ門 5-11-2

Email：t-terasawa@murc.jp

TEL：03-6733-1031(部代表)



高速道路の料金徴収に対する管理強化に着手した中国 ～道路関連の債務不履行の発生リスクに注目～

三菱東京UFJ銀行
経済調査室 香港駐在
シニアエコノミスト 范小晨

中国の高速道路は、その殆どが有料であり、かつ料金所の設置が多いため、過度な料金徴収が国内の輸送コスト及び物流コストを増加させ、物価を押し上げているとしばしば指摘されている。これを受けて国務院は、2011年6月、今後一年間をかけて高速道路を始めとする有料道路の料金徴収に対する実態調査、料金設定の再評価を実施し、管理体制を強化する方針を発表した。

本レポートでは、中国政府がこの政策に取り組むことになった背景、中国における高速道路の建設、運営面の問題点を分析し、厳しい取り締まりが実施された場合、道路関連の債務返済に問題が生じるリスク、地方債務問題との関連などについて考察した。

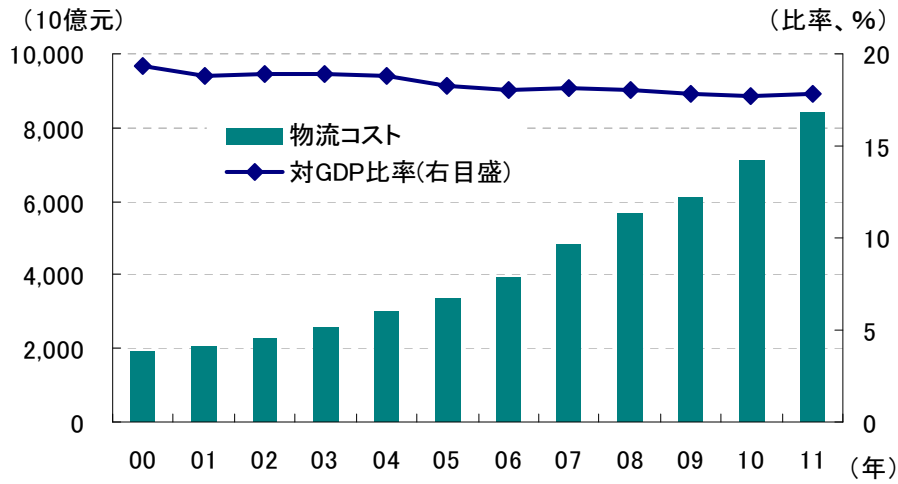
1. GDP に占める物流コストが高い中国

中国は、これまで投資と輸出の牽引により急速な経済成長を遂げてきた。近年、収入の増加につれて「世界の工場」のみならず、「世界の市場」としても注目されており、生産財と消費財の流通量が急増し、経済の物流に対する依存度がより大きくなっている。

マクロ統計から対GDP比での物流コスト^(注1)をみると、2011年に17.8%となっており、2000年の同19.4%に比べて緩やかな低下にとどまっている状況が明らかである(図1)。

(注1) 物流コスト：物流活動にかかる費用の総額。輸送コスト、保管コスト、管理コストを含む。

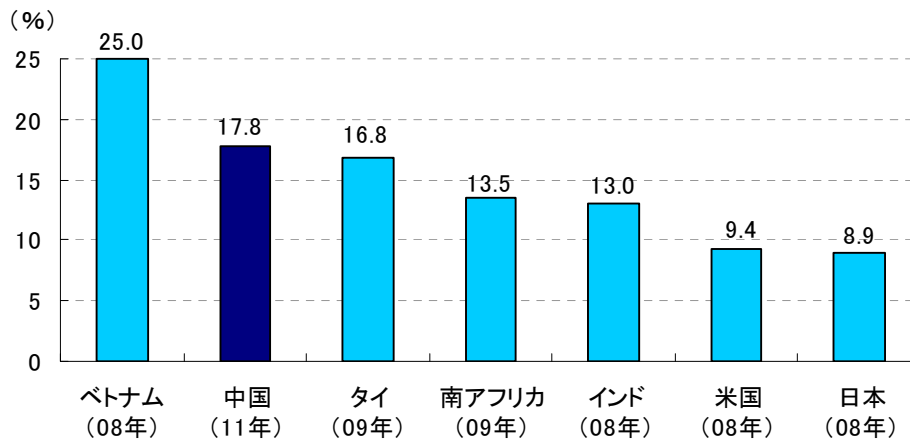
図1 GDPに占める物流コストの比率



(出所)CEICより三菱東京UFJ銀行経済調査室(香港)作成

他国における対GDP比での物流コストの水準をみると、OECD諸国の平均は約10%、中では米国が9.4%、日本が8.9%となっている。また、発展途上国に関しては、インドが13.0%、タイが16.8%、南アフリカが13.5%と、いずれも中国の17.8%より低い数字となっている。中国の物流コストが相対的に高水準にあり、物流の効率性が悪いことを示唆している(図2)。

図2 世界各国の物流コスト対GDP比



(出所)CEIC、日本ロジスティクスシステム協会等より
三菱東京UFJ銀行経済調査室(香港)作成

さらに、国家统计局発表のマクロ統計からみると、輸送コストは物流コストの約52%を占めている(図3)。その中でも輸送コストに占める道路輸送の比率は約66%と、物流コスト全体への影響が最も大きい。従って、いかに道路輸送コストを低減させるかが中国の物流コスト低下の鍵を握っていると言える(図4)。

図3 中国の物流コストの構成

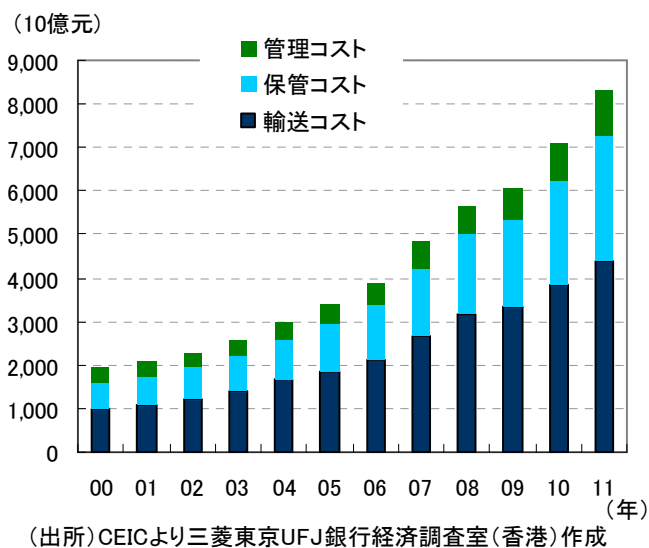
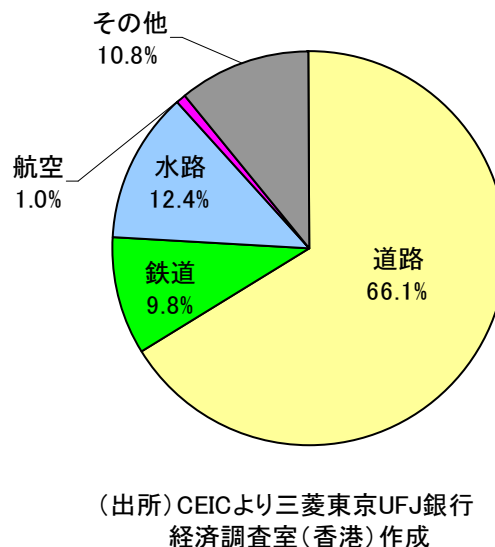


図4 輸送コストに占める各輸送手段の比率 (2008年)

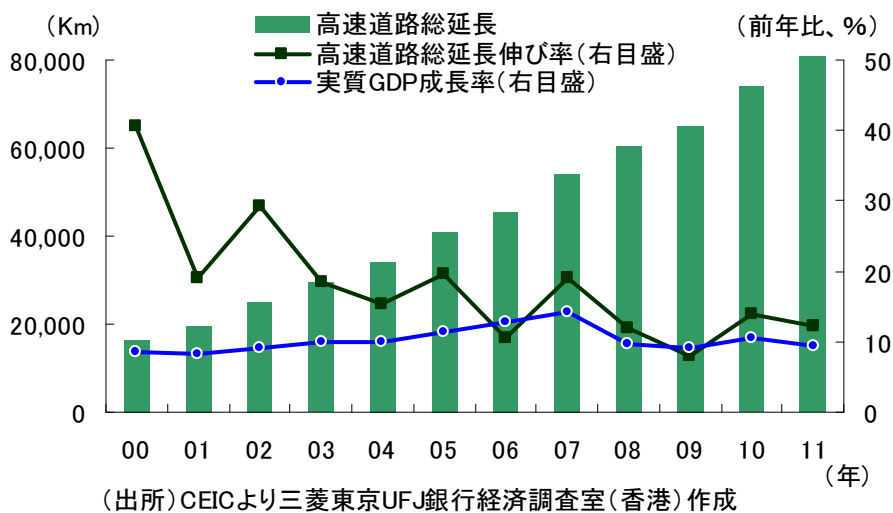


2. 高速道路に占める有料道路の比率は95%

人件費、燃料費及び道路通行料金の三つから構成される道路輸送コストをみると、世界金融危機発生後の景気回復に伴い、国内の人件費とガソリンなどの燃料価格が大幅に上昇したため、道路通行料金が輸送コストの削減を実現する上で重要な要素となっている。最近の中国物流購買連合会の分析によると、長距離の道路輸送コストに関して、高速道路（橋、トンネルを含む）の通行料金が物流企業総コストの約20~30%を占めている。

中国では、これまで経済成長に伴う道路輸送ニーズの急増によって、高速道路の建設が急ピッチで進められ、総延長の伸び率はGDPを上回るペースで伸びている。2010年には国内の高速道路延長は7.4万キロと、2000年に比べて約5倍に増加し、世界の高速道路総延長の約三分の一を中国が占め、米国に続く世界二位となった(図5)。

図5 中国の高速道路総延長と伸び率



各国の道路総延長に占める高速道路の比率、高速道路に占める有料高速道路の比率、及び道路舗装率の統計を比較して中国の高速道路の状況を考察してみた(表1)。

まず、道路総延長に占める高速道路の比率をみると、中国が既に1.8%に達し、米国(1.5%)、カナダ(1.7%)、フランス(1.2%)、イタリア(1.4%)、日本(0.7%)などの先進諸国以上に高速道路が整備されている。ただ、中国では高速道路に占める有料高速道路の比率が95%に上り、高速道路がほぼ全て有料となっている。

高速道路がよく整備されているほかの国のケースをみると、米国連邦道路庁の統計によれば、2009年末に米国の高速道路延長約9.4万キロのうち、有料高速道路の割合はわずか7.1%であり、州間高速道路はすべて無料となっている。カナダの場合も有料高速道路の比率はわずか0.9%、ほぼすべての高速道路が無料である。

欧州に関してドイツでは2005年以降、12トン以上の貨物車のみを対象に高速道路の利用が有料になった。スペイン、フランス、イタリアでは、有料高速道路の比率がそれぞれ22.2%、76.4%、86.4%となっており、いずれも中国より有料高速道路の比率は少ない。

日本の場合は、国土交通省道路局の統計によると、高速道路がほぼ全て有料であるが、全国の道路総延長に占める高速道路の比率が0.7%との低水準にとどまる上、高速道路と並行している国道の利用が可能であり、道路輸送コストの増加への影響は必ずしも大きくないと考えられる。

また、国際道路連盟の統計から各国の道路舗装率(道路総延長に占める舗装道路の比率)をみると、米国、スペイン、フランス、イタリアの舗装率は100%に達し、日本でも約80%となって

いる。中国のように道路舗装率が54%と低水準にとどまる一方、高速道路に占める有料道路の比率が95%にも達する国は他にあまり例がない。中国の高速道路網が急速に整備されるようになった一方で、有料道路の比率が高すぎる点が問題となっている。

表1 各国の高速道路と有料高速道路の状況

	道路総延長 (km)			道路総延長 に占める高速 道路の比率 (%)	高速道路に占 める有料高速 道路の比率 (%)	道路 舗装率 (%)
	うち: 高速道路 (km)	うち: 有料高速道路 (km)				
米国	6,518,997	94,963	6,697	1.5	7.1	100.0
中国	4,008,229	74,113	70,407	1.8	95.0	53.5
カナダ	1,042,300	17,808	153	1.7	0.9	39.9
スペイン	667,064	13,507	2,997	2.0	22.2	100.0
ドイツ	644,288	12,800	-	2.0	-	100.0
フランス	951,200	11,042	8,431	1.2	76.4	100.0
イタリア	487,700	6,629	5,724	1.4	86.4	100.0
日本	1,266,770	9,078	9,078	0.7	100.0	79.6

(注)ドイツでは12トン以上の大型車のみ有料
(出所)CEIC、中国政府関係者発言、各国道路統計、および国際道路連盟より
三菱東京UFJ銀行経済調査室(香港)作成

総じて、中国では道路総延長に占める高速道路の比率が先進国並みの水準に達した一方で、道路舗装率はまだ低く、高速道路の代替ルートとなる道路の整備が遅れている。このような道路インフラ状況の中で高速道路の有料比率が95%に上り、利用者は有料高速道路を使用せざるを得ない状況に追い込まれている。このため、輸送コスト及び物流コスト負担が重くなってしまっていると考えられる。

3. 高速道路の料金徴収体制の問題点

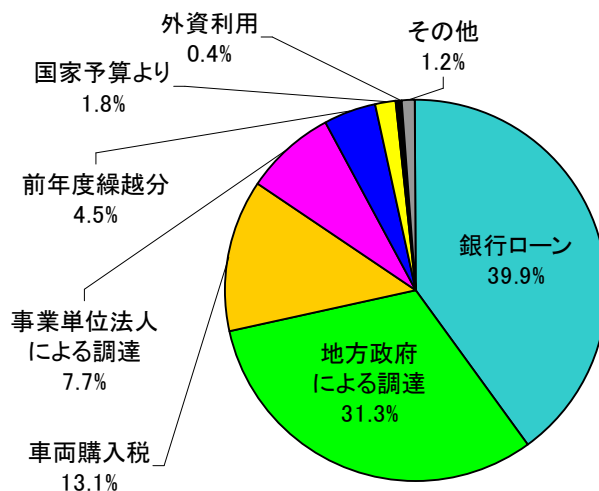
中国の高速道路は①有料道路の割合が高い、②料金徴収所が多い、③通行料金が高めに設定されている、などの問題を抱えており、利用者からの不満が多い。

米国では、燃料税を主な財源とする道路信託基金により州間高速道路の整備が進められている。連邦政府と州政府が9対1で資金を拠出し、通行料金は無料となっている。イギリスでは建設資金を政府財政から支出し、トンネルを除き、すべての高速道路が無料であり、近年、グレーターロンドン地域で排出ガス課金の観点から重量トラックのみを課金対象にしている。このように米国及び英国においては、高速道路は公益性を重視した整備となっている。

これに対して、中国の場合は高速道路の建設資金が主に銀行ローンと地方政府の投資によって調達され、通行料金の収益でローンを返済する仕組みになっている。中国交通運輸部の統計によると、2010年の道路建設資金に占める銀行ローンの比率は39.9%、地方政府による資金調達^(注2)

の比率は31.3%となっている(図6)。ローン返済が終了した後は、公益性の観点から無料化されてもよいように思われるが、実際には地方政府が高速道路の経営権を他の企業に転売し、事業性道路として料金徴収が継続されることが多い。その結果、有料高速道路が右肩上がり増加している。

図6 中国の道路建設資金の調達ルートの内訳(2010年末)



(出所) 中国交通運輸部発表より三菱東京UFJ銀行経済調査室(香港)作成

また、中国の高速道路には距離に比して料金所が多いという問題がある。交通当局は料金所の設置間隔を50キロ以上と規定しているが、実態は規定よりも短い距離で料金所を設置することが多い。20キロの区間に16箇所の料金所が設置され、このうち最も隣接する2つの料金所は50メートルしか離れていないという極端な事例も存在する模様である。

さらに、高速道路の通行料金に関して、料金設定が高めで、代替できる幹線道路が整備されていないため、高速道路以外に効率的な道路輸送手段がないケースが多く、輸送コストを押し上げている問題がある。

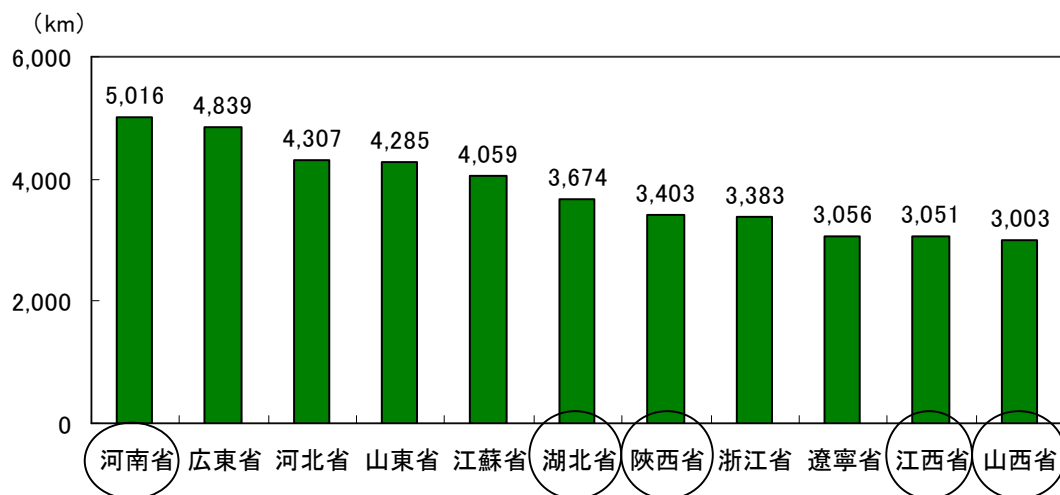
4. 料金徴収に対する全国的な取り締まりの実施

供給地から目的地まで輸送される物品の輸送コストの増加は、最終的には各種商品の末端販売価格に転嫁され、インフレ高進に繋がる。特に原価の安い野菜などの食品類に関しては、生産地から消費地へ運ぶにあたって発生する輸送コストが物品の原価を大幅に上回るケースが多い。消費者が高い値段で商品を買っている一方で、生産者の農家にとっては収入がそれほど増えないという現象が起きている。

また、中国交通運輸部の発表によると、2010年末の高速道路延長が3,000キロ以上に達する省が計11ヶ所あり、国内高速道路延長の約6割を占めている。このうち河南省、湖北省、陝西省、江西省、山西省の5省は内陸部にあり、これらの地域では消費財と生産財の大半を他の省から長

距離の道路輸送で調達している(図7)。高い通行料金による輸送コスト増加の問題は、内陸部に対する影響が沿海部よりも大きく、内陸部の経済発展を阻害しているとも言える。

図7 高速道路延長が3,000キロ以上の11省(2010年末)



(出所) 中国交通運輸部発表より三菱東京UFJ銀行経済調査室(香港)作成

最近、交通当局の承認を得ていない違法な「偽料金所」が全国に何百箇所とあり、多くの県、鎮レベルの地方政府が料金所を設置し、小遣い稼ぎの手段としている実態が摘発されている。一方で利用者側でも、偽の軍用車両ナンバープレートを付けて多額の通行料金を逃れたケースが発覚している。

このような通行料金をめぐる違法行為の多発は、中国における高速道路料金徴収を巡る問題の深刻さを反映している。今年に入ってから、インフレが高進するにつれて、国内では高速道路利用者、消費者及び農民などの生産者から高速道路の料金徴収に対する不満の声が高まっている。

今年6月中旬に、交通運輸部、国家發展改革委員会、財政部、監察部、國務院の連名で今後一年をかけて四段階に分けて高速道路を始めとする有料道路の料金徴収に対する取り締まりを強化することが発表された。

関係当局は料金基準の引き下げなどを検討しており、近く、政府が具体策を発表する可能性もある。既に政府の指導によって、銀行ローンの返済が終了した北京の首都空港高速道路が通行料金を従来の四分の一程度に引き下げたことが報道されている。

5. 高速道路関連の債務不履行発生のリスクに注目

このような一年にわたる高速道路の料金徴収を巡る全国的な取り締まりの実施は、輸送コストの削減やインフレ抑制に効果的と考えられる。一方、厳しい取り締まりが実施された場合、通行料金収入の急減によって高速道路関連の債務返済に問題が生じることも懸念される。

既に、地方政府が投資している高速道路建設プロジェクトのローン返済に問題が生じたケースとして、雲南省道路開発投資会社と陝西省高速道路建設集団の状況が最近報道されたばかりである。いずれも地方政府の介入によって、銀行からの融資を継続し、当面の債務不履行を回避する形で収束できたが、この報道は高速道路関連債務の返済リスクに対する警鐘となった。

中国会計審査署の発表によると、2010年末時点で高速道路建設向けの地方政府債務残高は約1.2兆元に達し、地方政府債務残高総額の10.4%を占めている。その内訳をみると、地方政府が最終返済責任を持つ債務が高速道路建設向け債務全体の6.8%、地方政府が担保を提供している債務が同69.9%、その他の債務が同23.3%となっている。一方で地方政府債務（残高10.7兆元）全体では、地方政府が最終返済責任を持つ債務の比率が62.6%に上り、高速道路建設向けの債務において政府返済責任を持つ債務の比率が非常に低いことが明らかである（表2）。

表2 地方政府債務に占める高速道路建設向け債務の状況(2010年末)

項目(単位)	総額	政府が返済責任	政府が担保責任	その他
		を持つ債務	を持つ債務	
地方政府債務残高総額 (億元)	107,175	67,110	23,370	16,696
(比率、%)	100.0	62.6	21.8	15.6
うち:高速道路建設向けの債務残高 (億元)	11,168	754	7,810	2,604
(比率、%)	100.0	6.8	69.9	23.3

(出所)中国会計審査署報告より三菱東京UFJ銀行経済調査室(香港)作成

実際、一部の高速道路はまだ建設中、或いは運営の初期段階にあり、料金収入のみでは元本と利息の返済ができないため、新しいローンを組んで古いローンを返済する形で何とか返済期限を先延ばししているケースが多い。中国会計審査署の統計によると、2010年末時点の高速道路建設向け債務において、地方政府が担保を提供している債務及びその他の債務（計約1兆元）のうち、この方法でローン返済をしている比率は54.6%に達している。

経済の物流依存度が高い中国では、急ピッチでの高速道路建設が当面続くと見られている。ただ、高速道路の利用者と交通量の増加を持続できたとしても、今回のような高速道路料金削減を狙った取り締まりが厳しく実施された場合、高い料金を徴収する前提で建設、運営されている一部の高速道路が経営難に陥り、債務不履行が発生するリスクには注意すべきであろう。今後の高速道路料金徴収に対する管理強化の動向及び関連債務返済への影響について引き続き注目したい。

以上

(執筆者連絡先)

(株)三菱東京UFJ銀行 経済調査室香港駐在 范小晨

Email : xiao_chen_fan@hk.mufg.jp

住所 : 6/F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、金融商品の売買や投資など何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当室はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。



中国都市ガス業界の動向と特徴

三菱東京UFJ銀行
企業調査部 香港駐在
アナリスト 竹原 毅洋

中国経済の持続的な発展に伴い、中国におけるエネルギー消費量は増加の一途を辿っている。今後、都市ガス^(※)、中でも天然ガスの使用量は更に増加していくと考えられる。本稿では、天然ガスに焦点を当てつつ、成長が期待される中国都市ガス業界の動向と特徴についてまとめた。

※中国における都市ガスとは導管で供給されるガスのみならず、都市等において供給される業務用・家庭用ガス全般を指す（ポンペ等による供給も含む、以下同様）。

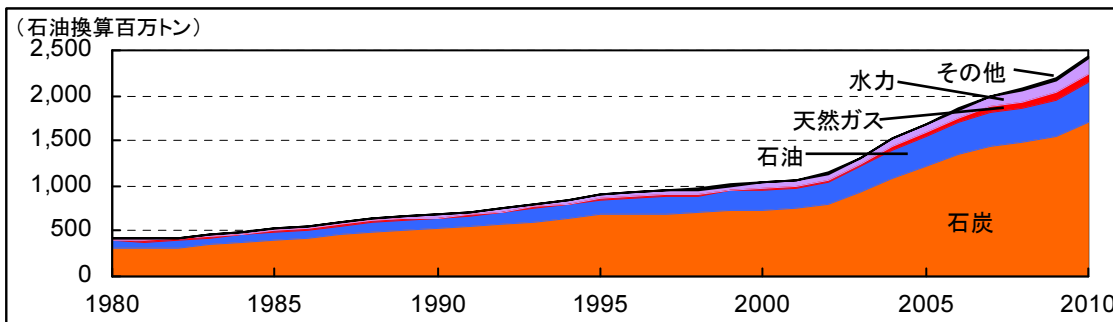
1. 中国におけるエネルギー消費の概要

中国ではエネルギー消費量の増加が続いており、2010年には、中国は世界の一次エネルギー消費量全体の21%を占める世界一のエネルギー消費国となった。

エネルギー源別に見ると、豊富な埋蔵量を背景に、中国国内のエネルギー消費量全体に対する石炭の構成比が高く、全体の70%は石炭となっている点が特徴（図表1）。現状、石油、天然ガス、水力の構成比は高くないものの、各エネルギー共に消費量は増加傾向にある。

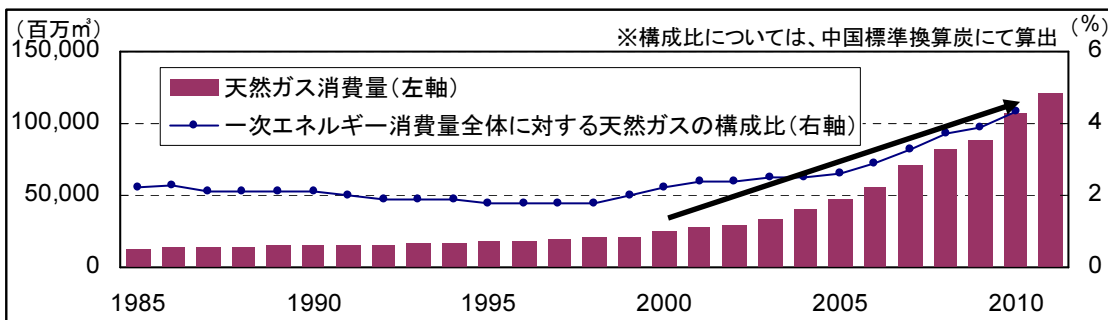
特に天然ガスについては、2000年前半を境に、消費量及びエネルギー消費量全体に対する構成比が高まる傾向にある（図表2）。後述のように、天然ガスは、主に都市ガスとして、LPガス等にとって代わる勢いで同用途での位置付けが高まりつつある。

《 図表1：エネルギー源別に見た中国における一次エネルギー消費量の推移 》



(資料) BP 「Statistical Review of World Energy 2011」をもとに三菱東京UFJ銀行企業調査部にて作成

《 図表2：中国における天然ガスの消費量及び構成比の推移 》



(資料) CEICをもとに三菱東京UFJ銀行企業調査部にて作成

2. 中国の都市ガスにおける主役の変遷

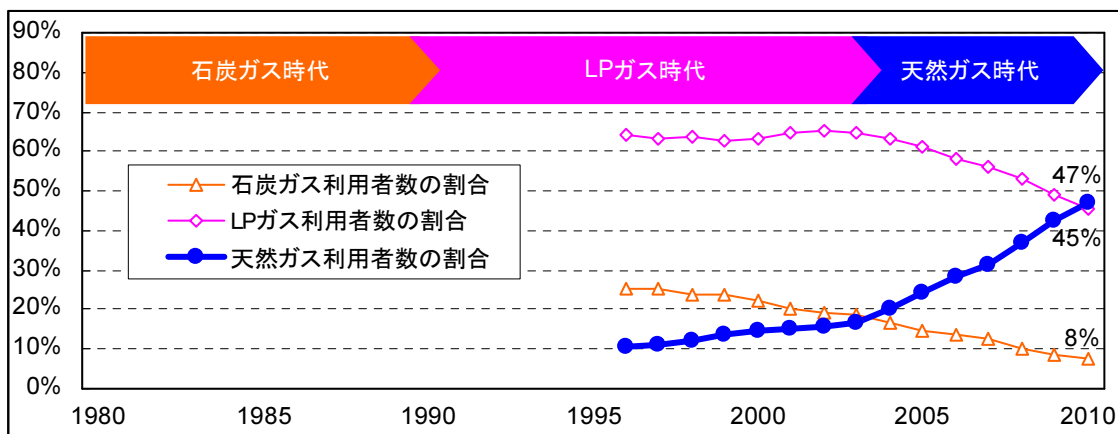
1980年代まで、中国の都市ガスは石炭を原料とする石炭ガスでの供給が主であったものの、1990年代に、エネルギー不足を背景としてLPガス（液化石油ガス）の輸入規制が解除されたため、沿岸地域を始め、LPガスの利用が急速に進んだ。

従って、1990年代はLPガスが都市ガスの主役となったものの、一方で第9次五カ年計画（1996年～2000年）において天然ガスが推奨使用ガスとされた他、1990年代に中国国内でオールドスガス田が発見され、国家レベルでパイプラインの建設が進んだため、天然ガスの利用者も徐々に増加した（図表3）。

天然ガスの利用者増加が続いた結果、2010年には、天然ガス利用者数がLPガス利用者数を上回り、都市ガス利用者の47%に相当する1.7億人に達した模様。

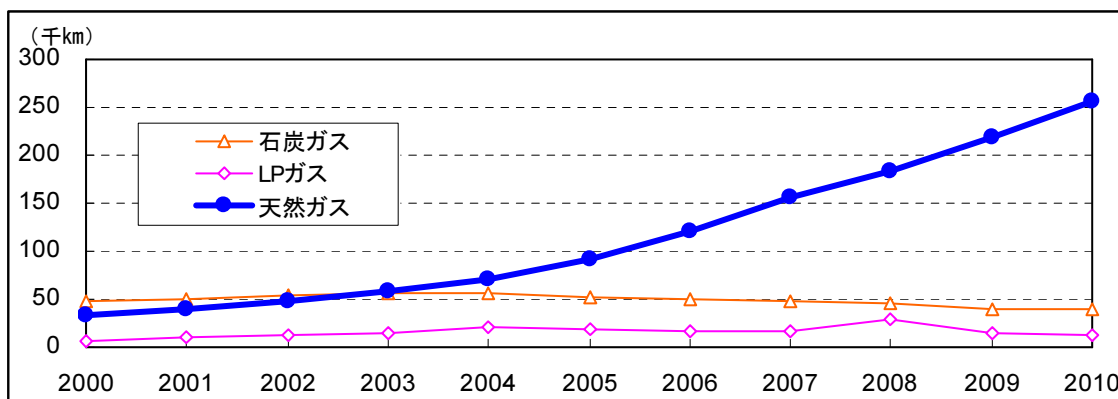
また、ガス導管の総延長を見ても、天然ガスの伸びが著しい。石炭ガスは天然ガスに置き換えられてきたこともあり、減少傾向。ポンペでの供給が中心であるとは言え、LPガスについても導管減少が見られる（図表4）。

《 図表3：中国の都市ガスにおける主役の変遷 》



(資料) CEIC、中国城市燃気協会データをもとに三菱東京UFJ銀行企業調査部にて作成

《 図表4：中国の都市ガスにおける導管総延長の推移 》



(資料) CEIC をもとに三菱東京UFJ銀行企業調査部にて作成

石炭ガスは石炭を高温乾留した時に得られるガスであり、燃焼時に環境負荷が大きい物質を放出するため、既に北京や天津、重慶等の主要都市において使用禁止となっている他、天然ガスに比べてエネルギー効率が悪いという弱点を持っている（図表5、図表6）。

LPガスについては、通常、ボンベにて供給されるため、ガス導管の整備が難しい地域では、依然として使用される割合が高いガス燃料となっている。従って、都市化の進展が見込み難い地域では、引き続き、LPガスが果たす役割は大きいと考えられる。

しかしながら、LPガスの熱量単価は天然ガスの1.5倍弱と割高であることから、都市化の進展に伴い、LPガスの役割は徐々に縮小していくとみられる。

一方、天然ガスはメタンを主成分としており、不純物をあまり含まないため、燃焼時に硫酸化物等の有害物質が殆ど発生せず、環境負荷が小さい燃料と言われている。

また、中国では天然ガスを都市ガスへ優先的に供給する政策が採られているという事情もあり、都市化が進むに連れて、天然ガスの役割は更に高まる見込み。即ち、中国都市ガス業界は天然ガスの時代へと突入しつつある状況。

以下、本稿では、天然ガスに焦点を当てつつ、中国における都市ガス業界について考察していくこととする。

《 図表5：主要なガスの特徴 》

	特 徴
石炭ガス	石炭を高温乾留した時に得られるガス。燃焼時に環境負荷が大きい物質を放出する。
LPガス	ボンベでの供給が主。即ち、導管の整備が難しい地域でも、供給が可能。但し、熱量単価は最も高い（図表6参照）。
天然ガス	不純物をあまり含まないため、燃焼時に硫酸化物等の有害物質が殆ど発生しない。環境負荷が小さいと言われている。

（資料）各種資料をもとに三菱東京UFJ銀行企業調査部にて作成

《 図表6：主要なガスのエネルギー効率及び熱量単価 》

	①工業向け平均価格 (2011年11月)	②エネルギー効率 (単位当たりの熱量)	熱量単価
石炭ガス	1.5元/m ³	3.8百万カロリー/m ³	0.39元/百万カロリー
LPガス	5.8元/kg	11.0百万カロリー/kg	0.53元/百万カロリー
天然ガス	3.1元/m ³	8.5百万カロリー/m ³	0.37元/百万カロリー

（注）熱量単価＝①工業向け平均価格÷②エネルギー効率

（資料）CEIC、IEA資料等をもとに三菱東京UFJ銀行企業調査部にて作成

3. 中国における天然ガスのサプライチェーン

天然ガスのサプライチェーンを俯瞰すると、大きく川上、川中、川下に分類することが可能(図表7)。各段階の概要を整理すると、以下の通り。

【川上の概要】

- ✓ 川上とは、ガス田の探鉱や天然ガスの生産段階を指す。
- ✓ 中国国内のガス田は主に内陸部に位置しており、供給の96%以上は中国国有の石油大手CNPC、Sinopec、CNOOCによって占められている。
- ✓ 中国では、天然ガスの需要が急増しているため、CBM^(注1)やシェールガス^(注2)等の非在来型ガスの生産も重要になってきている。非在来型ガスの生産については、国有石油大手以外の企業の参入も見られる。

(注1) 石炭の生成過程で生じ、地下の石炭層中に貯留されたメタンガス。Coal-bed Methaneの略。

(注2) 硬く薄片状に剥がれ易い性質を持つ頁岩(=シェール)の微細な隙間に存在するガス。

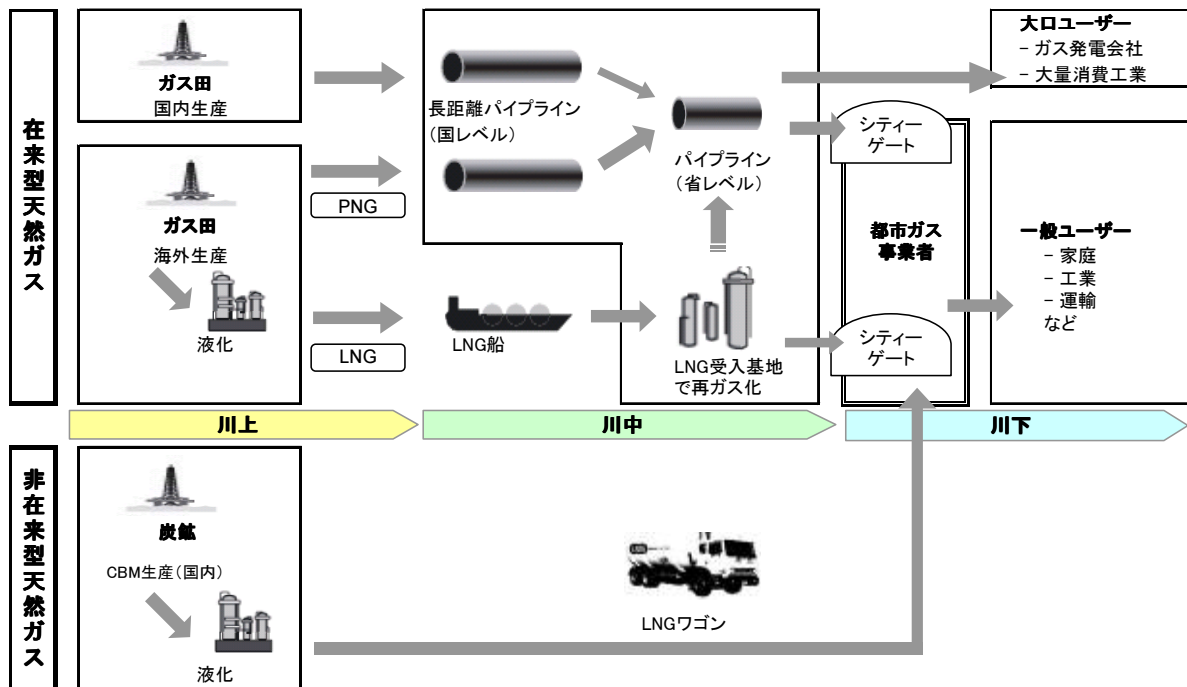
【川中の概要】

- ✓ 川中とは、パイプラインや船舶等により、シティゲートまで天然ガスを輸送する段階を指す。
- ✓ 中国国内産の天然ガスを輸送する全国に跨るパイプラインについては、中央政府のエネルギー政策に従って建設されており、全体の80%はCNPCによって管理されている状況。
- ✓ 輸入においては、クロスボーダーのパイプラインの他に、LNG船も使用されている。

【川下の概要】

- ✓ 川下とは、消費地に輸送された天然ガスを導管により、エンドユーザーに供給する段階を指す。多数の企業が参入している注目マーケット。

《 図表7：天然ガスのサプライチェーン（イメージ図） 》



(資料) IEA 資料等をもとに三菱東京 UFJ 銀行企業調査部にて作成

4. 中国における都市ガス（天然ガス小売）業界の特徴

(1) 参入企業

現在、中国では、導管を用いた都市ガス事業に多数の企業が参入しており、上位7社のシェアは合計50%程度に留まっている（図表8）。

上位企業の中には、地方政府傘下の公益企業も含まれており、北京燃気、上海燃気は北京、上海の市場をほぼ独占している。但し、両社共に、供給範囲は北京、上海に限定されている点が特徴。

一方、香港中華煤気、華潤燃気、中国燃気控股、新奥能源控股等については、中国国内の各省市における都市ガス事業に相次いで参入しており、足元、各省市の営業権獲得競争が激化している状況にある。

《 図表8：都市ガス（導管による供給）事業に参入している主な企業 》

	ガス供給量（百万m ³ ）	
	供給量	シェア
香港中華煤気（The Hong Kong and China Gas）	8,540	11.1%
北京燃気（Beijing Gas）	6,460	8.4%
華潤燃気（China Resources Gas Group）	5,507	7.2%
崑崙能源（Kunlun Energy）	5,000	6.5%
上海燃気（Shanghai Gas）	4,840	6.3%
中国燃気控股（China Gas Holdings）	4,614	6.0%
新奥能源控股（ENN Energy Holdings）	4,149	5.4%
総合計	76,752	100.0%

（注1）グループベースの供給量に基づき作成

（注2）2010年度決算数値に基づき作成

（資料）各社資料、CEIC等をもとに三菱東京UFJ銀行企業調査部にて作成

(2) 都市ガス事業の営業権

中国において導管を用いた都市ガス事業に参入するには、営業権^(注)取得の入札を経て、地方政府から営業権を取得する必要がある。入札においては、価格の他に、安全性や品質に対する信頼性についても判断のポイントとなるため、実績のある企業が優位と考えられる。

営業権は通常30年以内であるが、中には50年間に及ぶケースもあり、一旦営業権を取得すれば、長期間に亘って独占的に都市ガスを供給することが可能になる。

なお、政治的な理由を背景に、外資系企業による一級都市での営業権取得は制限されており、外資系企業が一級都市で権益の50%以上を確保することは通常認められない。

（注）各都市の一定「エリア」において、導管を用いた都市ガス事業を独占的に行う権利。但し、「エリア」の定義は都市によっても様々であり、都市全域に及ぶようなこともあれば、都市全域が複数の「エリア」に分割されていることもある。

(3) 都市ガスの小売価格

導管を用いた都市ガス事業は地域独占という特徴を持つため、価格統制が実施されており、一般的には「コスト積み上げ方式」が採用されている（図表9）。

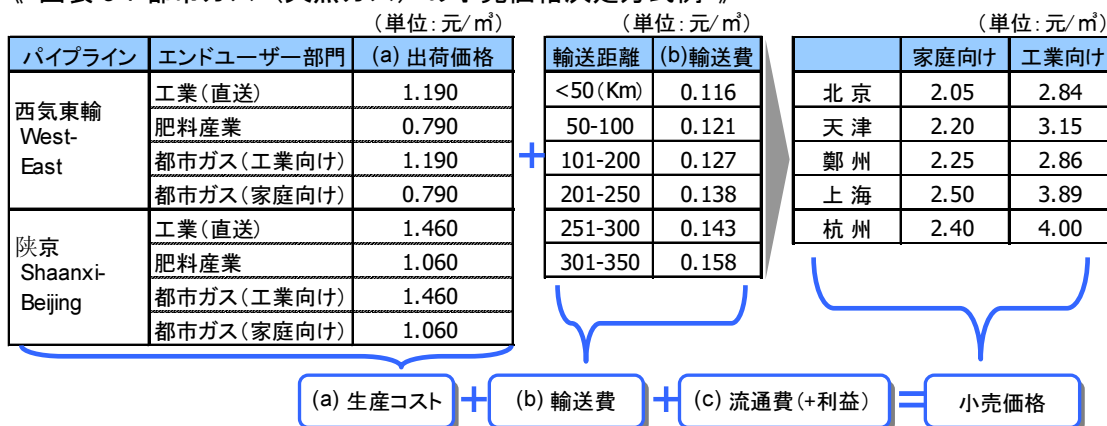
具体的には、都市ガス事業者の調達価格である「シティゲート価格」(a+b)に、エリア内での流通費(c)、更には一定の利潤を上乗せして各都市の小売価格が決定される仕組み。「シティゲート価格」は国家発展改革委員会によって定められており、家庭向けの卸売価格は相対的に低く抑えられている。

一方、最終的な小売価格については、地方政府の認可が必要であり、特に家庭向け小売価格の決定においては、公聴会の開催が求められる。

公聴会で小売価格値上げの理解を得ることは難しいため、卸売価格が上昇しても直ちに小売価格に反映させることは困難。家庭向けの卸売価格は低く抑えられているとは言え、都市ガス事業者の収益圧迫要因になり得る問題である。

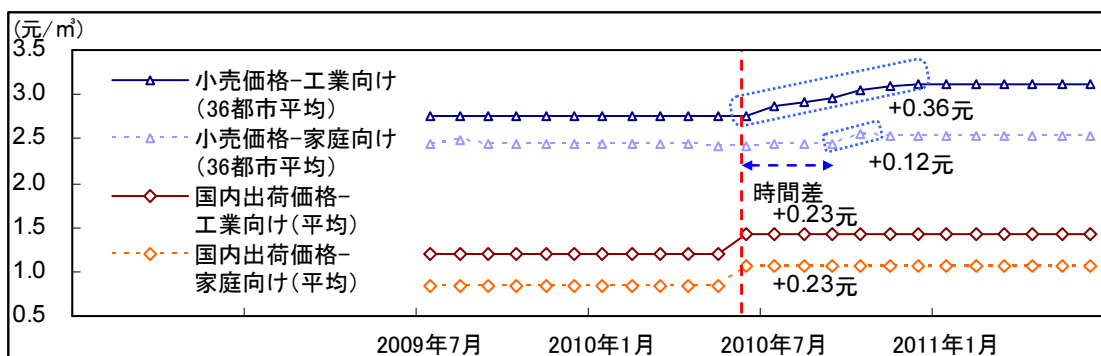
実際、2010年6月に、天然ガスのプラント出荷価格が1m³当たり0.23元引き上げられる決定がなされた時も、小売価格の値上げ幅は1m³当たり0.12元に抑えられ、かつ、値上げの実施時期も遅れることになった（図表10）。

《 図表9：都市ガス（天然ガス）の小売価格決定方式例 》



(資料) 国家発展改革委員会資料等をもとに三菱東京UFJ銀行にて作成

《 図表10：都市ガス（天然ガス）のプラント出荷価格と小売価格の推移 》



(注) 2010年6月のプラント出荷価格引き上げについては、実際には2010年1月に遡って適用された
(資料) CEICをもとに三菱東京UFJ銀行企業調査部にて作成

(4) 都市ガスの接続料

一般家庭が導管を通じて都市ガスを利用するためには、通常、都市ガス供給企業に対して契約時に接続料を支払う必要がある。

一般家庭の毎月のガス使用料は低く抑えられているものの、接続料が2~3千元と高い(中国での一人当たり年収は平均約21千元(2010年))ことが都市ガスの普及を妨げているとの見方もなされている(図表11)。

一方、都市ガスの小売価格が低く抑えられていることもあって、都市ガス参入企業にとっては、接続料は重要な収入源となっている。実際、2010年度の各社の決算を見ると、売上高の約2~3割は接続料によって占められている状況。

《 図表 11：都市ガス（天然ガス）事業参入企業の収入内訳・接続料（2010年度） 》

	香港中華煤氣	華潤燃氣	中国燃氣控股	新奥能源控股
ガス事業収入内訳	100%	100%	100%	100%
ガス供給収入	77% (注)	76%	73%	72%
接続料収入	23% (注)	24%	27%	28%
接続料 (元)	—	2,640	2,454	2,854

(注) 子会社の港華燃氣 (Towngas China) の数値

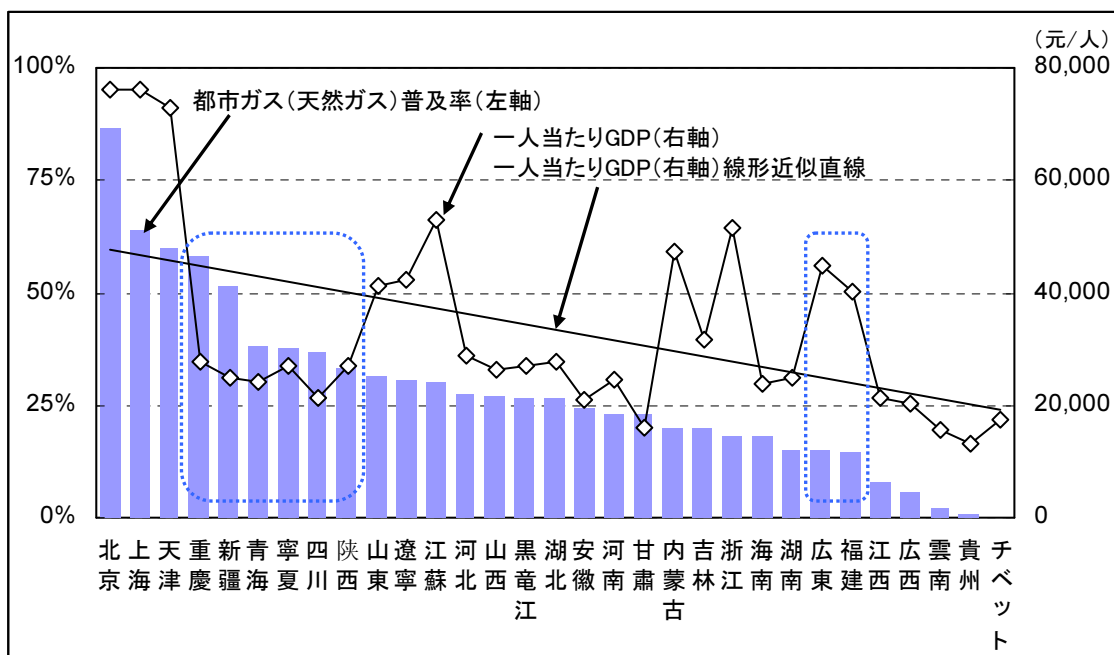
(資料) 各社資料をもとに三菱東京 UFJ 銀行企業調査部にて作成

(5) 地域別の都市ガス（天然ガス）普及状況

2010年現在、中国都市部の人口6.3億人のうち、1.7億人が導管を通じて都市ガス（天然ガス）の供給を受けており、人口普及率は27%。

省・自治区・直轄市別の都市ガス（天然ガス）普及率と一人当たりGDPを比較してみると、全体的に、一人当たりGDPが高い程、都市ガス（天然ガス）の普及率が高い傾向が読み取れる(図表12)。

《 図表 12：地域別の都市ガス（天然ガス）普及率と一人当たりGDP（2010年） 》



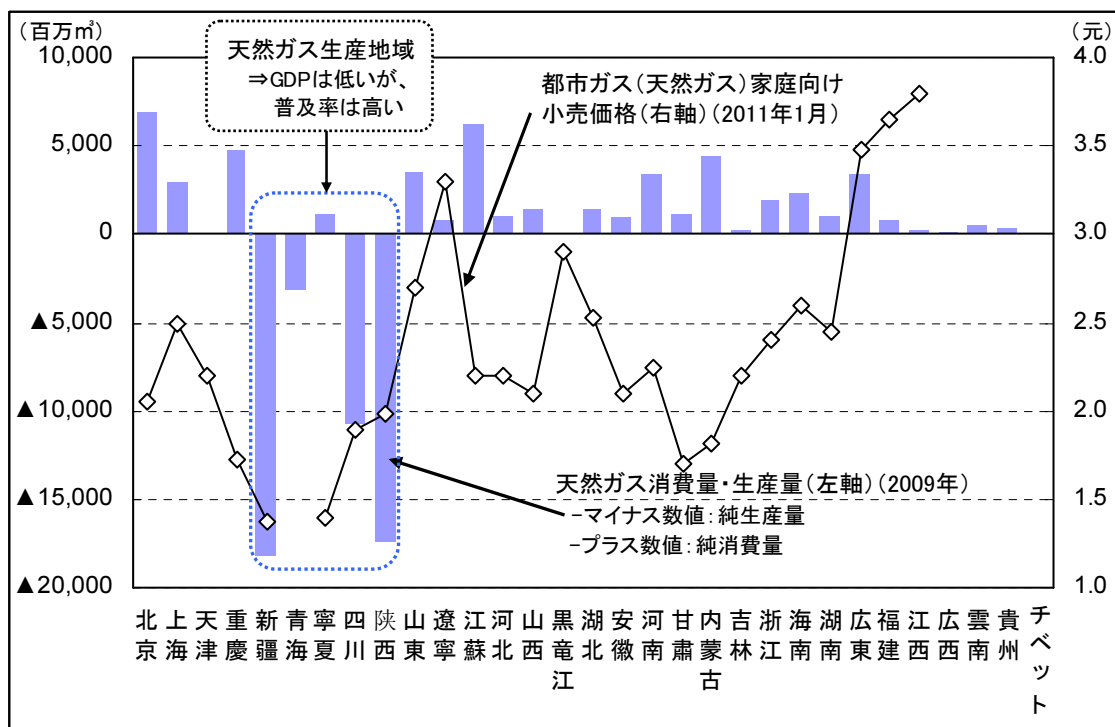
(資料) CEICをもとに三菱東京 UFJ 銀行企業調査部にて作成

しかしながら、一部の省・自治区については、例外も見られる。具体的には、天然ガス田に近い、新疆ウイグル自治区、青海省、四川省、陝西省等については、一人当たり GDP が低いものの、都市ガス（天然ガス）の小売価格が安いため、普及率が高くなっている（図表 13）。

一方、逆に広東省や福建省等については、一人当たり GDP が高いものの、主要なパイプラインのルートから外れているため、都市ガス（天然ガス）の普及率は低い状況にある。

但し、2006 年には広東省に輸入 LNG の受入設備が完成した他、中国国内産の天然ガスを華南地域に供給するパイプラインも近く完成する見通しであり、広東省や福建省での今後の都市ガス（天然ガス）普及を期待し得ると考えられよう。

《 図表 13：地域別の天然ガス消費量・生産量と都市ガス（天然ガス）小売価格 》



(資料) CEIC をもとに三菱東京 UFJ 銀行企業調査部にて作成

5. 中国における天然ガス消費量の今後の見通し

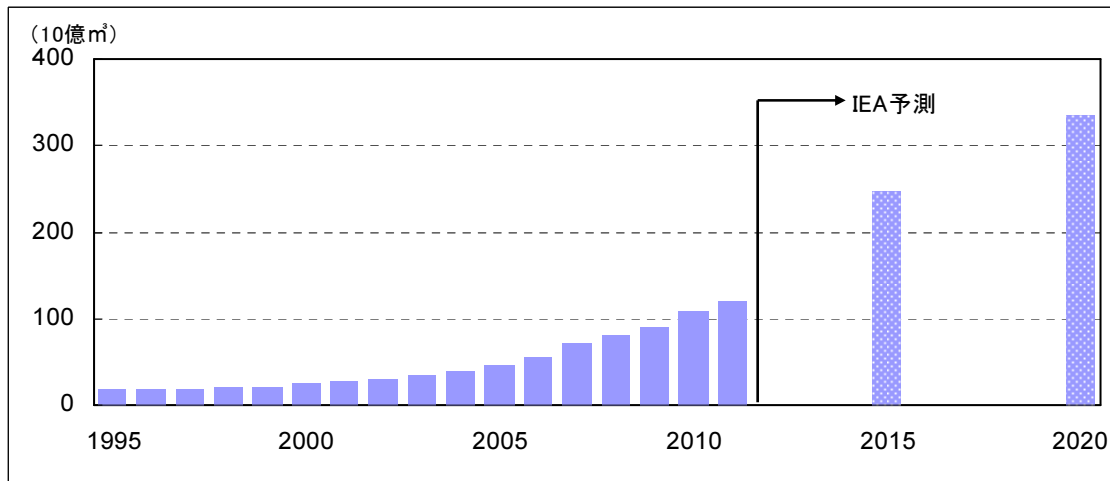
中国では、持続的な経済成長を背景に、天然ガスによる都市ガス需要は更に高まると考えられる。また、第12次五ヵ年計画（2011年～2015年）では、一次エネルギー消費量における天然ガスの割合を2015年までに8.3%に引き上げる目標が掲げられており、中国政府は天然ガスの利用を推進する方針。

2011年の中国における天然ガス消費量は1,205億 m^3 であるが、IEA（国際エネルギー機関）は2015年には2,470億 m^3 に、2020年には3,350億 m^3 に達するとの予測をしている（図表14）。

IEAの予測を前提にすれば、2015年の中国における一人当たりの年間天然ガス消費量は184 m^3 に達する見込みだが、現在、米国の消費量が同2,106 m^3 、世界平均の消費量が同434 m^3 であることに鑑みれば、十分あり得る水準と考えられる。

中国では都市化の進展も見込まれることを踏まえると、都市ガス業界、特に天然ガスを原料として、導管を用いて一般家庭にガスを供給する事業は更なる成長が期待できよう。

《 図表14：天然ガス消費量の今後の見通し 》



(資料) CEIC、IEA 資料等をもとに三菱東京UFJ銀行企業調査部にて作成

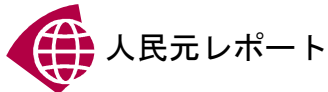
以 上

(執筆者連絡先)

(株)三菱東京UFJ銀行 企業調査部 香港駐在 竹原 毅洋

住所：6F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong

TEL：852-2249-3078 FAX：852-2521-8541 Email：Takehiro_Takehara@hk.mufg.jp



人民元相場の日中変動幅拡大と今後の動向

三菱東京UFJ銀行（中国）
環球金融市場部
金融市場グループ 上野 信哉

2012年4月14日、中国人民銀行（以下“PBOC”）は、人民元対米ドル相場の日中変動幅拡大を発表した。本稿では、この政策変更が意味するところを考察するとともに、今後の人民元相場動向について予想したい。

1. 人民元に関する政策変更

日中変動幅変更以外にも、人民元為替政策に関する変更が実施されており、まずはこれらの内容について簡単に紹介したい。

(1) 日中変動幅拡大

銀行間市場では、現地午前9:15にPBOCが発表する基準値から一定の変動幅内でのみ取引が許容されている。今回の変更内容は、従来基準値 $\pm 0.5\%$ （全体で 1.0% の幅）であった変動幅を、4月16日から同 $\pm 1.0\%$ （全体で 2.0% ）とするものである。

日中変動幅の拡大は今回が初めてではない。2005年7月に人民元が現行の為替制度になって以降、今回が2回目となる。前回は約5年前の2007年5月に、基準値 $\pm 0.3\%$ から同 $\pm 0.5\%$ への拡大が実施されている。

(2) 持高規制の緩和

日中変動幅拡大が施行された16日、銀行の内部管理に関する2つの規制緩和が実施された。

1つめは総合持高管理における米ドルの売持ち許容である。金融機関が全体として保有する外国為替リスクを「総合持高」と言い、例えば米ドルが上昇すると利益が発生する場合は「(米ドルの)買持ち」と呼び、その逆は「売持ち」と言う。

中国ではこの総合持高が(米ドル基準で)管理されており、従来金融機関の総合持高の下限はゼロとされ、米ドルの売持ちが許容されていなかった。米ドルの売持ちは裏返せば人民元の買持ちであり、これは金融機関が人民元高で利益を得る取引を行えないようにする規制であった。今回の米ドル売持ち許容は、金融機関が人民元高で利益を得られる方向にもリスクを傾けられるようになったことを意味する。但し、許容される金額は、2011年度の外国為替売買高が10億米ドルを超える金融機関で最大1,000万米ドルと、決して大きい金額とは言えない。

もう1つの規制緩和はさらに技術的なため説明は割愛させて頂くが、2010年11月導入された人民元高期待の投機防止に関する規制の撤廃である。前者の規制緩和と共通するのは、金融機関が人民元買い取引を実施しやすくなったことである。

2. 政策変更の意味

(1) 政策変更のタイミング

日中変動幅の拡大を実施した今回のタイミングについて、特に意外感をもって受け止めている市場関係者は少ない。なぜならば、今年3月に実施された全国人民代表大会の前後で、政府・PBOC関係者による言及が相次いでいたためである。

加えて、米中戦略・経済対話（5月3日～4日）を控えて、米国に対して人民元改革をアピール

できる格好のタイミングでもあった。実際、当該対話において米国のガイトナー財務長官は、人民元改革の動きについて、「全ての懸念を解消するものではないが、進展を意味する」、「重要で期待できる」などとコメントし、事前の政策変更は一定の成果を見せたと言える。

(2) 政策変更の意味

① 人民元自由化の前進

日中変動幅の拡大により、金融市場が自由に取引できる余地が拡大したことは事実であり、その点において人民元価格形成の自由化に向けて前進したと言える。然しながら、日中変動幅の中央値となる PBOC 基準値の決定方式に変更はない。当該基準値は、市場取引開始前に複数の金融機関が提示したレートに基づき決定されるとなっているが、各行の提示レートは公表されていないため、実質的には当局に委ねられているに等しい。この基準値の決定方式が変更されない限り、人民元価格が市場により自由に決定されているとは言い難い。

また、上記以外にも、資本項目における取引の自由化、クロスボーダー取引の更なる自由化など、自由化の余地は大きく残されており、今回の政策変更は小さな一歩に過ぎず、「自由化」という観点においては政治的アピールの範疇を出ないと思われる。

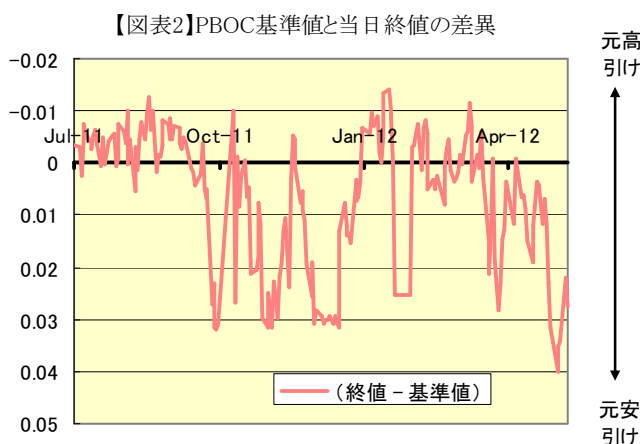
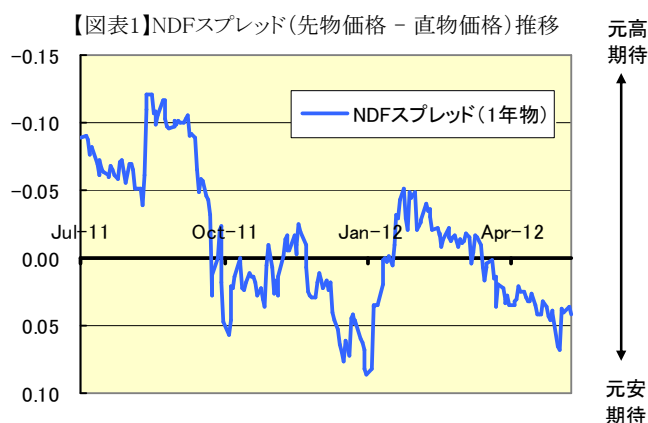
② 均衡点に近づく人民元相場

現行の人民元為替制度の主たる役割は、輸出主導での経済成長を後押しするため、急激な人民元高を阻止することと考えられる。実際、これまでの人民元高の速度は緩やかであり、中でもリーマンショック直前からの約2年間は、景気回復を支えるべく同一水準に据え置かれた経緯がある。

このように管理された速度ではあったものの、「人民元は上昇し続ける」というのが金融市場のコンセンサスであった。その結果、人民元高を見込む投機資金、いわゆる「ホットマネー」が流入、その防止が外為当局にとっての大きな関心事となり、様々な対策が取られた。前述の総合持高規制もその1つである。

然しながら、昨年第4四半期以降、金融市場の人民元高期待は大幅に後退している。オフショア市場取引では、将来の人民元安を見込んだ価格で取引されることが多くなっている（【図表1】）。一方、国内市場においても、昨年には人民元安方向の値幅制限まで到達する日が散見され、今年3月中旬以降はほぼ全ての取引日において基準値よりも人民元安で市場は当日の取引を終えるなど、人民元安圧力が強まっていることが窺われる。（【図表2】）

この人民元高期待後退の理由として、国内金融引締め策や欧州景気の低迷を受けた中国景気の先行き懸念が挙げられるが、そもそもこの人民元高期待の背景となっていた構造要因、すなわち国内輸出企業による恒常的な人民元買いによる需給の歪みに変化が生じている可能性がある。【図

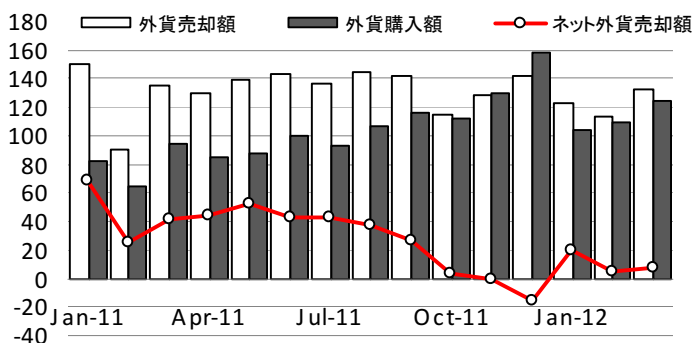


(出所)ブルームバーグより環球金融市場部作成

表3】は企業等の外貨売却・購入額の推移を示したもののだが、昨年10月以降、以前に比べ売却と購入がかなりバランスしてきたことが判る。

3月以降当局関係者の発言が続いたことは既に述べたが、その発言内容(【図表4】)を詳しく見ると、「人民元が均衡に近づいている」との発言が多いことが判る。基準値決定にPBOCの裁量余地が残されている以上、このような発言は人民元高の速度を緩める口実の可能性もある。然しながら、貿易黒字が減少傾向にあること、外貨売買の需給がバランスしつつあることを受けて、人民元が真に均衡点に近づいている可能性もあると当局が判断していると筆者は考えている。

【図表3】企業等の外貨売却・購入額の推移 (10億ドル)



(出所) 国家外為管理局、CEIC データベース

【図表4】人民元を巡る要人発言(2012年3月)

日付	発言者	発言内容
2012年3月5日	周小川 PBOC総裁	中国は産業構造の改善や貿易黒字の段階的な縮小を進めるなか、 <u>人民元は均衡が取れた水準にかなり近づきつつある</u> 。人民元相場は変動幅を広げるのに必要な条件を徐々に満たしてきている。人民銀は元の日々の取引バンド拡大を検討している。
2012年3月6日	李稻葵 PBOC貨幣政策委員	人民元の1日当たりの変動幅を拡大すべき。現在対ドル相場で許容されている上下0.5%の変動幅をまず0.7%か0.75%とし、様子を見ながら将来的にさらに拡大するのが望ましい。 <u>人民元レートは均衡水準に近づいている</u> 。
2012年3月14日	温家宝首相	人民元レートは昨年9月以降の香港での取引から判断する限り、 <u>均衡水準に達した可能性</u> がある。中国当局は外国為替メカニズムの改革を深め続ける。特に双方向の変動幅を相対的に広げることが容認する。

(出所)ブルームバーグより環球金融市場部作成

前述の通り、これまでの当局規制は急激な人民元高を阻止することを主眼としていた。これら規制は、誰もが人民元高を期待し、その通り相場が人民元高に推移している時には適度なブレーキとして機能するが、逆に昨年後半のように人民元安に振れた時には障害となる。自由な市場であれば流動性を供給するはずの金融機関が、持高規制により外貨売・人民元買取引を制限されているため、人民元安に歯止めがかからないのである。つまり、これまでの国内人民元市場は人民元安に対して脆弱な構造だったと言える。

今般、持高規制が緩和されるなど、金融機関がある程度外貨売・人民元買取引を行いやすくなった。これは当局が、今後元安・元高双方向に相場が動くことを想定して、昨年何度も発生したような、人民元安方向の値幅制限に到達するリスクを軽減するために実施したものとする。

但し、前述の通り許容される持高は決して大きい金額ではない。このことから、当局は人民元安相場への備えはしつつも、依然人民元高に対する警戒の方が強いことが窺われる。

3. 変動幅拡大を受けた今後の展開

(1) 人民元相場動向

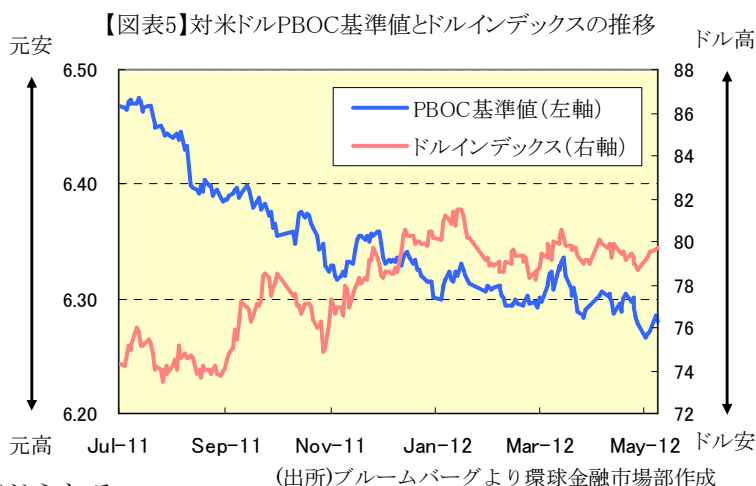
変動幅拡大が施行されて以降、現時点では国内・国外市場とも特に大きな混乱は見せていないが、今回の政策変更を受けた人民元の対米ドル相場動向について考察したい。

本誌71号(2011年12月)の人民元レポートにて、2012年は2011年よりも緩やかなペースながらも人民元高に推移すると予想した。筆者は今回の一連の政策変更を受けてもその方向性に变化はないと考えている。然しながら、その過程は一貫した緩やかなものではなく、元高・元安双

方に振れながら進んでいくと思われる。その理由について、以下2つの観点から説明したい。

① 米ドル動向

PBOC は複数の通貨を指数化した「通貨バスケット」を参考に人民元の水準を決めていると言われている。その中でも米ドルの割合は相応に高いと思われ、米ドルの相対的な強弱と一定の相関関係がある。同じく本誌 71 号にて、昨年後半はその相関を崩して人民元高誘導が進められたと指摘したが、今年に入り再度相関が高まっている



（【図表5】）。すなわち、PBOCはある程度自然体で基準値を設定していると感じられる。

その米ドルの今後の展開であるが、ドル安・ドル高材料が並存する中で方向感の乏しい展開が予想される。昨年後半からの米ドル高基調は、雇用の伸び鈍化などにより米景気回復への懸念が生じ、頭打ちの状態にある。一方で、フランスやギリシャの選挙を受けた政権交代など、欧州問題については依然不確定要素が多い。

このように米ドル相場の方向感が定まらず上下する中では、人民元もつられて上下する可能性が高いと思われる。

② PBOC の意向

足元PBOCは米ドル動向にある程度連動させる自然体での基準値決定運営を行っていると思われるが、年後半にかけては小幅な人民元高へ誘導すると考える。1 つには、昨年より減速しているとはいえ、引続き 8% 台の堅調な経済成長が見込まれる中、人件費増加などによる恒常的なインフレ圧力への警戒が残ることが挙げられる。また、現 5 ヶ年計画で示された輸出・投資依存型成長から内需主導型の成長への転換を後押しするため、中長期的に人民元高を進める政策に変更はないと思われる。さらに、米大統領選挙などを控えて、一定の対外配慮も行われるであろう。以上を踏まえて、年率 3% 程度の人民元高、年末時点でのレンジを 6.05 ～ 6.25 と予想する。

(2) 為替リスク回避ニーズの高まりとデリバティブズ取引市場の発展

中長期的な基調としての人民元高は維持されるにしても、短期的には元安・元高双方向に相場が振れることになれば、各企業において為替リスクのコントロールが課題となる。中国商務省報道官も、「国内の輸出企業にとって人民元相場の方向見極めが難しくなり、一定の課題をもたらす可能性がある」（4月17日）と発言している。

昨年当局は、人民元の通貨オプション、顧客向け通貨スワップを解禁するなど、為替リスクヘッジ手段の多様化を進めてきた。実需原則を始めとした制約事項が多いなどの問題もあり、これまでは活発に取引されてきたとは言い難いが、為替リスクヘッジニーズの高まりにより、これらデリバティブズ市場の発展・拡大も期待されている。

以上
(2012年5月7日)

(執筆者連絡先)

三菱東京UFJ銀行（中国）環球金融市場部

E-mail:shinya_ueno@cn.mufg.jp

TEL:+86-(21)-6888-1666 (内線)2950



税務会計:中国の税務

プライスウォーターハウスクーパース中国

税務について、日頃日系企業の皆様からご質問を受ける内容の内、実用的なものについて、Q&A形式で解説致します。

◆税務(担当:山崎 学)

Question:

近年の中国における非居住者企業からの税収状況及び非居住者企業への影響について紹介してください。

Answer:

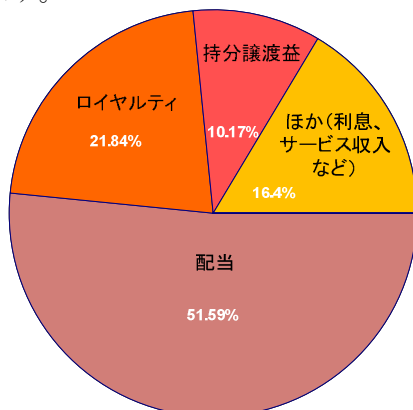
近日、国家税務総局（以下、「国税総局」）により公開された最新のレポートによると、2011年に非居住者企業から徴税した金額は1,025.9億人民元に達しました。1,000億人民元を突破したのは初めてのことです。この数値は前年と比較すると31.8%の成長となりました。

下記に非居住者企業からの税収の最も重要な部分である2011年における非居住者企業からの中国企業所得税の徴収状況と、これらの実績の背景にある動き及び非居住者企業への影響を分析し、私どもの見解をご紹介します。

2011年非居住者企業からの企業所得税徴収状況

- 2011年に非居住者企業からの企業所得税徴収金額は871.7億人民元に達し、前年比38.4%増加となっています。税目の内訳で見ると、源泉所得税の税収が752.9億人民元に上り、非居住者企業から徴収された企業所得税の総税収額の86.37%を占め、昨年と比較すると45.9%増という著しい増加となっています。

下図が2011年における非居住者企業からの所得区分毎の企業所得税（源泉徴収税を含む）徴収額の構成割合となります。



2011年非居住者企業からの所得区分毎の
企業所得別徴収額構成割合

地域的には、北京市、上海市、広東省、江蘇省と天津市が非居住者企業からの税収の上位5地域です。非居住者企業からの徴収金額合計の72%はこれら5地域からとなっています。

非居住者企業からの税収増加による影響

➤ 配当

2011年において、配当による源泉徴収所得税の徴収の増加率が63.63%となり、非居住者企業から徴収した企業所得税の51.59%を占めています。2011年に東日本大震災が起こった後、中国における子会社から配当を求めている日系企業の日本本社が増えていることが影響している可能性があります。

この継続的な配当送金による課税額の増加を考えると、日本投資者が社内の現金回収戦略を見直し、租税条約の恩恵を受ける資格などの税務上の影響を慎重に検討する必要があります。申請手続き及び管理上の問題へ対応するため事前にプランニングすることをお勧めいたします。

また、数多くの日系企業がグループ内再編を検討或いは実施していますが、再編に関して社内で検討を行う場合には、中国子会社及びグループ全体の配当に係る源泉徴収所得税負担を考える必要があると考えております。

➤ ロイヤルティ

ロイヤルティ送金により徴収された源泉徴収所得税は非居住者企業から徴収した企業所得税の21.84%を占めています。関連のデータによると、ソフトウェアや自動車産業などの技術集約型産業において海外へのロイヤルティ支払の金額が大きいられているとされています。これらの産業には過去数多くの日系企業が投資しました。中国企業に課されるロイヤルティの金額の増加に伴い、中国税務当局がロイヤルティに対する税務監督、特にロイヤルティとサービスとの区分について関心を高めています。

日本親会社が中国子会社に技術ライセンス並びに技術支援を提供する例が数多くあります。従いまして、国内子会社が国外にロイヤルティを支払う際、国税総局より発行されたロイヤルティとサービスとの区分に係る関連規定に注目するとともに、租税条約の恩恵を受ける資格及び関連者間取引におけるロイヤルティの価格設定に関して、中国税務当局からの潜在的な問い合わせに対して備えておくべきです。

➤ 持分譲渡益

2011年における持分譲渡益に係る非居住者企業からの徴税は、2010年と比べ、36.03%の安定的な成長でした。これは、非居住者企業によって実施される直接または間接的な持分譲渡に対する監督強化、企業登録及び外貨管理当局との間での情報交換、非居住者企業の持分譲渡に関する公開情報の把握、並びに持分譲渡の対価に関する調査などの、中国税務当局による過去一年における情報収集の成果と考えられます。

2011年において中国税務当局は、中国における納税義務を回避または軽減させることを目的とした原価または非合理的な低価格設定での持分譲渡に注目しています。2010年に、中国大連にある外国統括会社が行ったグループ内の持分譲渡に対して、所轄税務局が簿価ではなく、公正価値に基づいて持分譲渡の価格を設定すべきであることを主張しました。結局、譲渡側が税務局の要求に従い、「修正純資産価格法評価モデル」で計算された税金を納付しました。もう一つの例は南

京にあります。ある香港統括会社が関連会社から、簿価で南京における子会社の全ての持分を取得しました。その後、その香港統括会社が南京子会社からの配当について租税条約の恩恵を申請しました。結局、当該再編は所轄税務局より「合理的な商業目的を有していない」と認定され、持分譲渡による譲渡益に源泉徴収所得税が徴収されました。

上記の例から見ると、中国税務機関が非居住者企業の中国子会社にかかる持分譲渡に対する税務監督を強化していることが分かります。関連企業間の持分譲渡に関する評価方法については、簿価のみで持分価値を評価する方法はますます税務機関から認められにくくなると思われます。また、中国税務機関が収益法、市場法または修正純資産価格法など幾つかの方法に基づき評価することを求める傾向があると考えております。事前に税務リスクを分析することは重要です。

2012年、中国における非居住者企業からの税収増加が続いていくと予想されます。今後も配当、ロイヤルティ、持分譲渡益などの受動的所得は、中国における非居住者企業への徴税における重要な分野であると考えられます。国税総局も非居住者企業の持分譲渡は調査の重点対象であることを強調しています。従いまして、日系企業としては、不必要または予期せぬ中国税務上のリスクを軽減するために、これら分野における展開と傾向に十分に留意した上で、組織再編を慎重に検討することをお勧めいたします。

(執筆者連絡先)

プライスウォーターハウスクーパース中国
日本企業部統括責任パートナー 高橋忠利
中国上海市湖濱路 202 号普華永道中心 11 楼
Tel: 86+21-23233804
Fax: 86+21-23238800



MUFG中国ビジネス・ネットワーク



三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司

拠 点	住 所	電 話
北京支店 北京經濟技術開發區出張所	北京市朝陽区東三環北路5号 北京発展大厦2楼 北京市北京經濟技術開發區崇華中路10号 亦城國際中心1号楼16階1603	86-10-6590-8888 86-10-5957-8000
天津支店 天津濱海出張所	天津市南京路75号 天津國際大厦21楼 天津市天津經濟技術開發區第三大街51号 濱海金融街西区2号楼A座3階	86-22-2311-0088 86-22-5982-8855
大連支店 大連經濟技術開發區出張所	大連市西崗区中山路147号 森茂大厦11楼 大連市大連經濟技術開發區金馬路138号 古耕國際商務大厦18階	86-411-8360-6000 86-411-8793-5300
無錫支店	無錫市新区長江路16号 無錫軟件園104楼	86-510-8521-1818
上海支店 上海虹橋出張所	上海市浦東新区陸家嘴環路1233号 匯豐大厦20階 上海市長寧区紅寶石路500号 東銀中心8楼22階	86-21-6888-1666 86-21-3209-2333
深圳支店	深圳市福田区中心4路1号 高里建設広場 第一座9階・10階	86-755-8256-0808
広州支店 広州南沙出張所	広州市珠江新城華夏路8号 合景國際金融広場24階 広州南沙区港前大道南162号 広州南沙香港中華總商会大厦 805、806号	86-20-8550-6688 86-20-3909-9088
成都支店	成都市錦江区順城大街8号 中環広場2座18階	86-28-8671-7666
青島支店	青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大厦20階	86-532-8092-9888
武漢支店	湖北省武漢市江岸区中山大道1628号 企業中心5号2008室	86-27-8220-0888

三菱東京UFJ銀行

瀋陽駐在員事務所	遼寧省瀋陽市瀋河区悦賓街1号 方園大厦7階705号	86-24-2250-5599
香港支店	9F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
九龍支店	15F Peninsula Office Tower, 18 Middle Road, Kowloon, Hong Kong	852-2315-4333
台北支店	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓9階	886-2-2514-0598

【本邦におけるご照会先】

国際業務部

東京：03-5252-1646 (代表) 大阪：06-6206-8434 (代表) 名古屋：052-211-0944 (代表)

発行：三菱東京UFJ銀行 国際業務部

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 国際事業本部 貿易投資相談部

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませ、宜しく申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。